

「第3期秋田市障がい福祉計画」

(平成24年度～平成26年度)

平成24年3月
秋 田 市

目次

1	計画の概要	1
	(1) 計画策定の趣旨	
	(2) 基本的理念	
	(3) 計画期間および見直しの時期	
	(4) 計画の達成状況の点検および評価	
2	平成26年度の数値目標	3
	(1) 施設入所者の地域生活への移行	
	(2) 福祉施設の利用者の一般就労への移行	
	(3) 就労移行支援事業の利用者数	
	(4) 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合	
3	各年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込みと 見込量確保のための方策	7
	(1) 訪問系サービス	
	(2) 日中活動系サービス	
	(3) 居住系サービス	
	(4) 相談支援	
	(5) 障がい児支援について	
4	地域生活支援事業の実施に関する事	14
	(1) 実施する事業の内容	
	(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方および量 の見込み	
	(3) 各事業の見込量確保のための方策	

「第3期秋田市障がい福祉計画」は、障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」です。

本計画内における「障がい」または「障害」の表記については、「秋田市「障がい」ひらがな表記取扱指針」に基づくものです。

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、障がい者支援を図るための中・長期的な基本計画として、障害者基本法に規定された「市町村障害者計画」に位置づけられる「障害者プラン」を平成10年2月に第1次、平成14年3月に第2次と順次策定し、各種施策の充実に努めてきました。

その後、平成18年度に施行された障害者自立支援法において、市町村は、「障害福祉計画」を策定することが義務付けられたことから、本市では、平成19年3月に、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として「第3次秋田市障害者プラン（平成19年度～24年度）」を策定する際に、「第1期秋田市障害福祉計画（平成19年度～20年度）」も包含して策定し、平成21年3月には、第1期計画期間の実績等を勘案し、必要な見直しをおこなった上で、「第2期秋田市障害福祉計画（平成21年度～23年度）」を策定しています。

「障害福祉計画」については、国の基本指針により3年を1期として作成することが定められていることから、このたび、平成24年度から平成26年度を計画期間とする「第3期秋田市障がい福祉計画」を策定したものです。

障害福祉計画とは・・・

障害福祉計画は、「障害者自立支援法」に基づく法定計画であり、国が定める基本指針に即して、数値目標や指定障害福祉サービスの必要見込量およびその見込量確保のための方策などを示すものです。

(2) 基本的理念

「第3期秋田市障がい福祉計画」は、平成23年12月に告示された新たな国の基本指針を踏まえ、以下に記載する基本的な考え方に基づいて、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めたものであり、「第3次秋田市障害者プラン」の基本理念「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」を目指すための施策体系となる「社会参加の促進」、「保健・医療・福祉サービス基盤の整備」、「地域生活の充実」を図る上での障害福祉サービス等に関する実施計画として位置づけられるものです。

秋田市障がい福祉計画における基本的な考え方

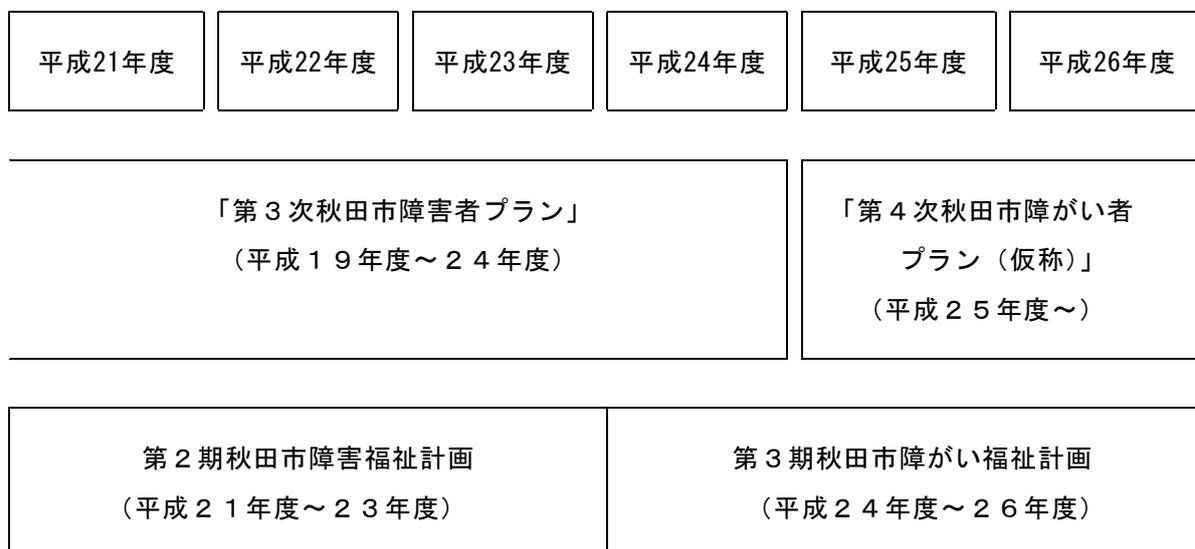
- 1 障がい者の自己決定と自己選択の尊重
- 2 希望する障がい者に必要なサービスを保障
- 3 障がい者の入所施設等から地域生活への移行を推進
- 4 障がい者の一般就労に向けた就労支援を推進

※ 本計画では、必要なサービス基盤の整備が具体的に進むように、第2期計画に掲げた基本的な考え方を継承します。

(3) 計画期間および見直しの時期

この計画の期間は、平成24年度から26年度の3年間です（国の基本指針による）。

なお、平成26年度中に計画を見直す予定としていますが、国において障害者総合福祉法（仮称）の平成25年8月までの実施を目指していることから、計画期間中に見直すこととなる可能性があります。



(4) 計画の達成状況の点検および評価

この計画については、毎年度、秋田市社会福祉審議会障がい者専門分科会に達成状況の報告を行い、意見を求めて、必要な対策を講じながら推進していきます。

また、計画の達成状況について、本市のホームページ等を用いて公表することとします。

2 平成26年度の数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者のうち、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する人数を見込み、平成26年度末における地域生活移行者数の目標値を定めます。

【国の基本指針】

平成17年10月1日時点の施設入所者数の**3割以上が地域生活へ移行するとともに**、これにあわせて平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から**1割以上削減**することを基本とする。

【本市の目標】

平成17年10月時点の施設入所者数から**115人(19.86%)**が地域生活に移行するとともに、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月時点の施設入所者数から**70人(12.09%)**削減することを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	579人	平成17年10月1日の数値です。
目標年度入所者数(B)		
平成23年度見込み	502人	第2期障害福祉計画策定時の見込数です。
平成23年度実績(見込)	491人	平成23年度末時点の入所人員実績(見込)数です。
平成26年度見込み	509人	平成26年度末時点の入所人員見込数です。 ※国の基本指針に基づき、現在児童福祉法の対象となっている18歳以上の継続入所者数は含んでいません。
削減見込(A)－(B)		
平成23年度目標値	77人(13.30%)	第2期障害福祉計画策定時の差引減少目標値です。
平成23年度実績(見込)	88人(15.20%)	平成23年度末時点の差引減少実績(見込)数です。
平成26年度【目標値】	70人(12.09%)	第3期障がい福祉計画における目標値です。
地域生活移行者数		
平成23年度目標値	91人(15.72%)	第2期障害福祉計画策定時の目標値です。
平成23年度実績(見込)	95人(16.41%)	平成17～平成23年度末までの施設入所から地域生活へ移行する者の実績(見込)数です。
平成26年度【目標値】	115人(19.86%)	平成17年～平成26年度末までの施設入所から地域生活へ移行する者の目標値です。

(2) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

福祉施設利用者(※1)のうち、就労移行支援事業等を通じて平成26年度中に一般就労(※2)へ移行する者の人数について目標値を定めます。

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。

【本市の目標】

平成26年度中の福祉施設から一般就労への移行者が、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍、16人以上となることを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
平成17年度の一般就労移行者数	4人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の人数です。
平成23年度の年間一般就労者数目標値	16人(4倍)	第2期障害福祉計画策定時の目標値です。
平成23年度の年間一般就労者数実績(見込)	7人(1.75倍)	平成23年度において施設を退所し、一般就労する方の実績(見込)数です。
平成26年度の年間一般就労者数【目標値】	16人(4倍)	平成26年度において施設を退所し、一般就労する方の目標値です。

※1 福祉施設利用者とは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)の利用者をいいます。

※2 一般就労とは、一般企業等に就職すること(就労継続支援(A型)および福祉工場の利用は除く)、在宅就労および自ら起業することをいいます。

(3) 就労移行支援事業の利用者数

平成26年度における福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業の利用者について目標値を定めます。

【国の基本指針】

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、**2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。**

【本市の目標】

平成26年度末における福祉施設利用者のうち、**40人(2.58%)以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。**

【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
福祉施設利用者数		
平成23年度見込み	1,046人	第2期障害福祉計画策定時の見込数です。
平成23年度実績(見込)	1,164人	平成23年度末において福祉施設利用者 [※] の実績(見込)数です。
平成26年度見込み	1,550人	第3期障がい福祉計画における福祉施設利用者の見込みです。
就労移行支援事業利用者		
平成23年度見込み	68人	第2期障害福祉計画策定時の目標値です。
平成23年度実績(見込)	37人	平成23年度末時点の実績見込数です。
平成26年度【目標値】	40人(2.58%)	第3期障がい福祉計画における目標値です。

(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

平成26年度末における就労継続支援事業利用者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の数について目標値を設定します。

【国の基本指針】

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち**3割以上の者が**就労継続支援（A型）事業を利用することを旨とする。

【本市の目標】

平成26年度末において、就労継続支援事業利用者のうち**8.15%、48人以上の者が**就労継続支援（A型）事業を利用することを目標とします。

【目標設定の考え方】

項目	数値	説明
就労継続支援（A型）事業利用者		
平成23年度見込み	8人	第2期障害福祉計画策定時の見込数です。
平成23年度実績（見込）	19人	平成23年度末において就労継続支援A型を利用する者の実績（見込）数です。
平成26年度見込み	48人	平成26年度末において就労継続支援A型を利用する者の見込数です。
就労継続支援（B型）事業利用者		
平成23年度見込み	334人	第2期障害福祉計画策定時の見込数です。
平成23年度実績（見込）	396人	平成23年度末において就労継続支援B型事業を利用する者の実績（見込）数です。
平成26年度見込み	541人	平成26年度末において就労継続支援B型事業を利用する者の見込数です。
就労継続支援事業利用者（A型＋B型）		
平成23年度見込み	342人	第2期障害福祉計画策定時の見込数です。
平成23年度実績（見込）	415人	平成23年度末において就労継続支援（A型・B型）を利用する者の実績（見込）数です。
平成26年度見込み	589人	平成26年度末において就労継続支援（A型・B型）を利用する者の実績（見込）数です。
就労継続支援（A型）事業の利用者の割合		
平成23年度見込み	2.34%	第2期障害福祉計画策定時の見込数です。
平成23年度実績（見込）	4.58%	平成23年度末における就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援A型事業を利用する者の割合の実績（見込）です。
平成26年度見込み 【目標値】	8.15%	平成26年度末における就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援A型事業を利用する者の割合の見込みです。

3 各年度における指定障害福祉サービス等の必要な量の見込みと見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
居宅介護	障がい者等の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助等を行います。	障害程度区分1以上（障がい児はこれに相当する心身の状態）の方 なお、身体介護を伴う通院等介助にあつては、障害程度区分2以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する方の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事援助等を行うほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。	障害程度区分4以上の方で、 ア) 二肢以上に麻痺等があり、 イ) 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定された方
同行援護 (平成23年10月新設)	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等が外出する際に、同行して移動に必要な情報を提供するとともに、その他必要な支援を行います。	視覚障害により、身体障害者手帳の交付を受けた方で、移動が著しく困難で、かつ国の定める基準に該当する方（身体介護を伴う場合は区分2以上）
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常時介護を要する方に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他必要な援助を行います。 (秋田市では実施事業者なし)	障害程度区分3以上の方で、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が8点以上の方
重度障害者等包括支援	常時介護を要する方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある方や知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に、居宅介護その他複数の幅広い障害福祉サービスを組み合わせた包括的な支援を行います。 (秋田市では実施事業者なし)	障害程度区分6の方で、意思疎通に著しい困難を有する方で、 ア) 重度訪問介護の対象であつて、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある方のうち気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者又は最重度知的障がい者や、 イ) 障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）の合計点数が15点以上の方

イ 見込量の推計方法

居宅介護および重度訪問介護については、過去3年間の障がい者数の平均伸び率を勘案して実利用者の見込みを算出し、その数値に平均利用時間（30時間/月）を乗じて、サービス量を算出しました。

行動援護および重度障害者等包括支援については、これまで利用実績がなく、実施事業者もないことから、24年度以降も見込量は0としています。

また、同行援護については、移動支援事業利用者のうち、新たに同行援護の支給対象となった重度視覚障がい者の人数とこれまでの利用実績を基に見込量を算出しました。

ウ 訪問系サービスの見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区 分	単位/月	第2期計画期間の実績値			第3期計画期間の見込み		
		21年度	22年度	23年度 (見込み)	24年度	25年度	26年度
居宅介護・重度訪問 介護・行動援護・重 度障害者等包括支援	時間	4,471	5,423	6,660	6,900	7,200	7,500
	人	149	175	222	230	240	250
【新】同行援護	時間	—	—	150	225	225	225
	人	—	—	10	15	15	15

エ サービス量確保のための方策

訪問系サービスは、障がいのある人が地域で自立した生活をおくる上で、必要不可欠なサービスであり、今後ますます需要が増えるものと見込まれることから、不足なくサービス提供ができるよう、ヘルパーの人材育成やサービス事業者への的確な情報提供等により、安定したサービス供給ができる体制の整備に努めます。

なお、これまで実績のない行動援護、重度障害者等包括支援については、潜在的な利用者ニーズを把握し、サービス事業者の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
生活介護	障害者支援施設等において、主として日中に入浴、排せつおよび食事等の介護を実施するとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方で、障害程度区分3以上（障害者支援施設等に入所する場合は区分4以上）の方 なお、50歳以上の場合は、障害程度区分2以上（障害者支援施設等に入所する場合は区分3以上）の方

サービス名	事業内容	対象者
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者に対して、身体機能の回復等に必要なる理学療法、作業療法、その他必要なるリハビリテーションや生活等に関する相談や助言などの支援を行います。 (標準利用期間は18か月)	身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者で、 ア) 入所施設や病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方や、 イ) 特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能維持・回復などの支援が必要な方
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある方に対して、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。(標準利用期間は24か月)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者
就労移行支援	一般企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障がい者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を行います。(標準利用期間は24か月)	就労を希望する方で、単独では就労することが困難であるため、支援が必要な65歳未満の方
就労継続支援 (A型)	一般企業等に雇用されることが困難な方のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。	雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方
就労継続支援 (B型)	一般企業等に雇用されることが困難な方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定の年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される方
療養介護	医療と常時介護を要する方に、主として日中病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を行います。	ア) 筋萎縮性側索硬化症(A L S)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方で、障害程度区分が6の方や、 イ) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で、障害程度区分が5以上の方
短期入所	自宅で介護する方の疾病その他の理由で不在の場合等、一時的に障害者支援施設等へ入所させ、入浴、排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います。	障害程度区分1以上(児童の場合は短期入所の単価区分1以上)の方

イ 見込量の推計方法

現利用者数に、今後の特別支援学校卒業予定者の利用意向等も勘案しながら、新規利用者分の伸びを見込んで実利用者数を推計し、その数値に平成22年度における各サービスの月平均利用日数を乗じて見込量を算出しました。

なお、療養介護については、国の基本指針に基づき、現在児童福祉法の対象となっている18歳以上の継続入所者数も含んでいます。

ウ 日中活動系サービスの見込み

上段：サービス量、下段：実人数

区 分	単位/月	第2期計画期間の実績値			第3期計画期間の見込み		
		21年度	22年度	23年度 (見込み)	24年度	25年度	26年度
生活介護	人日	5,709	6,156	11,632	14,117	14,359	14,806
	人	311	331	591	759	772	796
自立訓練 (機能訓練)	人日	728	828	875	446	446	462
	人	46	50	52	27	27	28
自立訓練 (生活訓練)	人日	785	713	1,299	1,564	1,581	1,649
	人	41	39	69	92	93	97
就労移行支援	人日	588	672	789	840	840	840
	人	29	32	37	40	40	40
就労継続支援A型	人日	133	144	381	824	927	989
	人	7	7	19	40	45	48
就労継続支援B型	人日	5,224	5,884	7,452	8,754	9,464	9,846
	人	292	324	396	481	520	541
療養介護	人	25	25	24	54	54	54
短期入所	人日	134	205	245	258	266	275
	人	39	47	57	60	62	64
児童デイサービス (※3)	人日	0	74	251			
	人	0	33	62			

※3 児童デイサービスについては、平成22年12月に成立した「改正障害者自立支援法」により、平成24年度から「児童福祉法」を根拠とした「障害児通所支援」（13ページ参照）として実施されます。

エ サービス量確保のための方策

サービス利用者のニーズを把握し、身近な地域で希望するサービスが利用できる提供体制の整備に努めるとともに、事業所の運営面等に対する指導や助言など、経営の安定化を支援していきます。

また、就労移行支援および就労継続支援については、より多くの就職希望者が一般就労につながるよう、各就労支援機関と一体となった取り組みをすすめていきます。

なお、短期入所については、障がい者が地域で安心して暮らしていくために、必要不可欠なサービスであり、今後ますます需要が増えることが予測されることから、実施事業所の確保と、利用者ニーズに即した柔軟な対応に努めていきます。

(3) 居住系サービス

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。	障害程度区分が1以下の方（障害程度区分が2以上であっても、希望する場合は利用可能）
共同生活介護 (ケアホーム)	主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事、生活等に関する相談および助言、その他の日常生活上の援助を行います。	障害程度区分2以上の方
施設入所支援	施設において、主として夜間において入浴、排せつおよび食事の介護等、その他必要な日常生活上の支援を行います。	障害程度区分4以上（50歳以上の場合は3以上）の方

イ 見込量の推計方法

現利用者数に、今後の特別支援学校卒業予定者の利用意向等を勘案しながら、新規利用者分の伸びを見込んで見込量を算出しました。

なお、施設入所支援については、国の基本指針に基づき、現在児童福祉法の対象となっている18歳以上の継続入所者数は含んでいません。

ウ 居住系サービスの見込み

区 分	単位/月	第2期計画期間実績値			第3期計画期間の見込み		
		21年度	22年度	23年度 (見込み)	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 ・共同生活介護	人	131	141	144	217	222	226
施設入所支援	人	215	224	491	490	496	509

エ サービス量確保のための方策

施設入所者等の地域生活への移行を進めるため、国の補助制度などを活用して、新規の共同生活援助事業所（グループホーム）、共同生活介護事業所（ケアホーム）の新設を推進していきます。

また、安定したサービスの提供体制を確保するため、事業所の運営面等に対する指導や助言など、経営の安定化を支援していきます

(4) 相談支援

ア 事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
計画相談支援	障害福祉サービス利用者に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。	ア) 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者や、 イ) 障害児通所支援等を利用するすべての障がい児
地域移行支援 (平成24年4月新設)	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象とした、地域生活の準備のための外出への支援・入居支援等を行います。	ア) 障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者や、 イ) 精神科病院に入院している精神障がい者
地域定着支援 (平成24年4月新設)	居宅における単身等の障がい者を対象とした、24時間の相談支援等を行います。	居宅において単身であるか、または家庭の状況等により、同居している家族による支援を受けられない方

イ 見込量の推計方法

計画相談支援については、現在の障害福祉サービス利用者が3年間で段階的にすべて対象となるよう見込みました。

地域移行支援および地域定着支援については、入院中の精神障がい者や福祉施設入所者数を考慮して見込みました。

ウ 相談支援の見込み

区分	単位/月	第2期計画期間実績値			第3期計画期間の見込み		
		21年度	22年度	23年度 (見込み)	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	人	1	1	1	48	219	374
【新】地域移行支援	人	—	—	—	10	10	10
【新】地域定着支援	人	—	—	—	10	10	10

エ サービス量確保のための方策

障害福祉サービス利用者個々のニーズにあった計画的な支援が受けられるよう、指定相談事業所との連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実に努めていきます。

また、計画相談支援については、法改正により対象者の拡大が図られることから、利用者的大幅な増加が予測されるため、相談支援事業者やサービス提供事業所との連携により、十分なサービス提供体制の確保に努めていきます。

(5) 障がい児支援について

障がい児を対象とした施設・事業は、これまで、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきましたが、改正自立支援法の施行に伴い、児童福祉法に根拠規定が一本化され、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化されるものです。

「障害児通所支援」および「障害児入所支援」については、法律上計画策定の義務はないとされていますが、国の基本指針において、「都道府県及び市町村は、障害福祉計画の策定に併せて、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者の整備方針等障害児支援に係る方針を策定することが望ましい。」とされています。

本市では、現行の施設・事業所が円滑に新事業に移行できるよう、指導や助言を行っていくとともに、創設される障害児相談支援事業の充実を図り、幼児期から学童期にかけて身近な地域で一貫した支援が受けられる体制の整備と、それぞれの障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図っていきます。

ア 障害児通所支援の事業内容および対象児童

事業名	事業内容	対象児童
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む） ※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童を、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援および治療を行います。	
放課後等デイサービス	就学している障がい児を、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児に対して、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援等を行います。	

※障害児入所支援は都道府県が実施主体となります。

イ 障害児通所支援の見込み（参考）

上段：サービス量、下段：実人数

区分	単位/月	24年度	25年度	26年度
児童発達支援	人日	534	563	591
	人	112	118	124
医療型児童発達支援	人日	99	104	109
	人	20	21	22
放課後等デイサービス	人日	198	218	242
	人	59	65	72

4 地域生活支援事業の実施に関すること

地域生活支援事業は、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市の社会資源や利用者の状況等に応じて、柔軟に実施する事業です。

(1) 実施する事業の内容

事業名	事業内容
(1) 相談支援事業	
① 障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）および成年後見制度利用支援事業を行います。
② 市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより相談支援機能の強化を図ります。
③ 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。
(2) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。
(3) コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者を設置するとともに、手話通訳者および要約筆記奉仕員を派遣します。
(4) 日常生活用具給付等事業	重度障がい児(者)に対し、日常生活上の便宜を図るため、下記用具の購入費用の助成を行います。
① 介護・訓練支援用具	特殊寝台や、特殊マットなどの、障がい児(者)の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子などであって、利用者および介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
② 自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい児(者)の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
③ 在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい児(者)の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
④ 情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭などの、障がい者児(者)の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。

事業名	事業内容
⑤ 排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障がい(者)の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい児(者)の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
(5) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活および社会参加を促します。
(6) 地域活動支援センター	障がい者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業を実施し、障がい者等の地域生活を支援します。
(7) 障害児等療育支援事業	在宅療育等に関する相談・各種福祉サービスの提供の援助・調整等を行い在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)の地域生活を支援します。
(8) その他の事業	
① 福祉ホーム事業	住宅を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供します。また、福祉ホームの運営費の一部を助成します。
② 訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居室において入浴サービスを提供します。
③ 日中一時支援事業	
ア 放課後支援型	特別支援学校に通学する小中高生が、放課後および夏休み等の長期休暇中に活動する場を確保するとともに、障がい児を持つ保護者の就労を支援します。
イ 短期入所型	障がい者等を介護している家族が一時的に介護できない場合に、障がい者等の日中における支援や活動の場を確保するため、日中の一時預かりを行います。
④ 社会参加促進事業	
ア スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	障がい者スポーツの普及を図るための講習会を開催します。また、障がい者のスポーツ大会を開催します。
イ 点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者等のために、市の広報紙の点字版、音声版を発行します。
ウ 奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座を開催します。
エ 自動車運転免許取得事業	障がい者が運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。
オ 自動車改造助成事業	障がい者が自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方および量の見込み

本市では、これまで実施してきた実績や、障がいのある人のニーズ等も踏まえながら、事業内容等について検討し、身近できめ細かなサービスを行えるようさらなる体制の整備に努めていきます。

なお、第3期計画期間の事業量については、第2期計画期間の実績をもとに、事業内容に応じて今後の利用者数の伸び等を勘案して以下の通り見込んでいます。

事業名	第2期計画期間の実績			第3期計画期間の見込み			
	21年度	22年度	23年度 (見込み)	24年度	25年度	26年度	
(1) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	設置の有無	—	—	—	0か所	3か所	3か所
② 市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0人	1人	1人	2人	2人	2人
(3) コミュニケーション支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	実利用者数	40人	45人	42人	42人	42人	42人
② 手話通訳者設置事業	実設置者数	3人	3人	3人	3人	3人	3人
(4) 日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	給付件数	11件	21件	11件	35件	35件	35件
② 自立生活支援用具	給付件数	43件	51件	34件	45件	45件	45件
③ 在宅療養等支援用具	給付件数	40件	48件	26件	30件	30件	30件
④ 情報・意思疎通支援用具	給付件数	51件	48件	39件	40件	40件	40件
⑤ 排泄管理支援用具	給付件数	5,764件	5,997件	6,064件	6,131件	6,389件	6,697件
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	13件	6件	4件	12件	12件	12件
(5) 移動支援事業	実利用者数	22人	31人	23人	16人	18人	20人
	延べ利用 時間数	2,194時間	1,858時間	1,005時間	607時間	682時間	758時間

事業名		第2期計画期間の実績			第3期計画期間の見込み		
		21年度	22年度	23年度 (見込み)	24年度	25年度	26年度
(6) 地域活動支援センター ※下段の数値は他市町村に所在する 地域活動支援センターの利用分	実施箇所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
		—	—	—	1か所	1か所	1か所
	実利用者数	185人	186人	147人	150人	150人	150人
		—	—	—	2人	2人	2人
(7) 障害児等療育支援事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
(8) その他の事業							
① 福祉ホーム事業	実施箇所数	—	—	—	—	—	—
	実利用者数	2人	1人	1人	1人	1人	1人
② 訪問入浴サービス事業	実利用者数	4人	3人	3人	3人	3人	3人
③ 日中一時支援事業							
ア 放課後支援型	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	実利用者数	31人	33人	28人	32人	32人	32人
イ 短期入所型	実施箇所数	13か所	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	実利用者数	81人	98人	100人	105人	110人	115人
④ 社会参加促進事業							
ア スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 上段：スポーツ教室 下段：スポーツ大会	開催数	1教室	1教室	1教室	1教室	1教室	1教室
		1大会	1大会	1大会	1大会	1大会	1大会
	実参加者数	14人	16人	17人	20人	20人	20人
		59人	40人	44人	40人	40人	40人
イ 点字・声の広報等発行事業 上段：点字広報 下段：声の広報	対象者数	51人	51人	47人	50人	50人	50人
		84人	74人	75人	80人	80人	80人
ウ 奉仕員養成研修 上段：手話奉仕員 下段：要約筆記奉仕員	修了者数	23人	15人	15人	16人	17人	18人
		8人	4人	6人	7人	8人	9人
エ 自動車運転免許取得助成事業	助成件数	2件	6件	4件	4件	4件	4件
オ 自動車改造助成事業	助成件数	12件	5件	12件	9件	9件	9件

(3) 各事業の見込量確保のための方策

事業名	見込量確保のための方策
(1) 相談支援事業	
① 障害者相談支援事業	既存の相談支援事業所の充実を図るとともに、複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための人材育成に努めます。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターの設置を目指します。
② 市町村相談支援機能強化事業	複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための人材育成に努めます。
③ 住宅入居等支援事業	相談支援事業と一体的に対応していきます。
(2) 成年後見制度利用支援事業	これまで、実績がほとんどないことから、制度の周知に努めるとともに、事業対象者の拡大について検討します。
(3) コミュニケーション支援事業	手話通訳者の設置については、現行の実施体制を維持していくとともに、奉仕員の質の向上と人員確保のため、養成研修の充実や活動しやすい環境の整備に努めます。
(4) 日常生活用具給付等事業	用具を必要とする方のニーズ等を適切に把握し対応するとともに、申請があった方に対して、円滑な給付に努めます。
(5) 移動支援事業	既存のサービス提供事業所により対応していきます。また、利用者のニーズ等の把握に努め、支援体制の充実に努めます。
(6) 地域活動支援センター	<p>現在の実施体制を基本として、事業の充実に努めます。なお、安定した運営のために機能強化事業の対象となるよう支援していきます。また、他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する秋田市出身の障がい者*がいる場合、支援をしていきます。</p> <p>※本市の居住地特例で、市外の障がい者施設等に入所している方</p>
(7) 障害児等療育支援事業	現在の実施体制を継続していきます。
(8) その他の事業	
① 福祉ホーム事業	<p>現在市内には実施事業所はありませんが、本市出身の入居者*がいる他市の福祉ホームに対して、運営費補助を継続していきます。</p> <p>※本市の居住地特例で、市外の障がい者施設等に入所している方</p>
② 訪問入浴サービス事業	現在の実施体制を継続していきます。
③ 日中一時支援事業	
ア 放課後支援型	年々利用者が増加していることを踏まえ、利用希望者が全員利用することができるよう事業所および実施場所の確保に努めます。
イ 短期入所型	現行の実施事業所を確保していくとともに、利用者のニーズに応じた柔軟な対応に努めます。
④ 社会参加促進事業	<p>それぞれの事業において、現在の実施体制を継続するとともに、利用者ニーズの把握に努め適切に対応していきます。</p> <p>なお、視覚障がい者への有効な情報提供手段である音声コードの普及に努めます。</p>

第3期秋田市障がい福祉計画
平成24年3月策定

【編集・発行】

秋田市福祉保健部 障がい福祉課

〒010-8560秋田市山王1丁目1-1

TEL:018-866-2093 FAX:018-863-6362

MAIL:ro-wfsc@city.akita.jp

<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/sc/default.htm>